

令和8年度 島根県立大東高等学校生徒募集要項

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「県選抜要綱」という。）に基づき、令和8年度島根県立大東高等学校生徒募集要項を定める。

I 出願の基本的事項

1 入学定員

普通科 90名（3学級）

2 求める生徒像

未来の創り手となるために必要な「人間力・学力・社会力」を身につけ活力ある地域・社会づくりに貢献できる人材を目指し、チャレンジする生徒

- ・学習や諸活動に真剣に取り組んでいる生徒
- ・安心な学校生活づくりに協力できる生徒
- ・興味・関心を広げ、チャレンジしようとする生徒

3 実施する入学選抜及び重視する点

(1) 総合入学者選抜（総合選抜）

（各出願資格共通）

- ・本校の教育を受けるに足る基礎学力、及び適性があること
- （以下それぞれの出願資格による）
- ・中学校時代の各教科への取り組み状況が、優れていること
- ・中学校時代に課外活動において一定の成果をあげ、入学後も、意欲的にその活動を継続させることができること
- ・プログラミングやデータ活用の経験を有し、入学後も、意欲的に活動を継続することができること

(2) スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）

- ・本校の教育を受けるに足る基礎学力、及び適性があること
- ・バレーボールの運動能力に優れていること

(3) 一般入学者選抜（一般選抜）及び第2次募集入学者選抜（第2次募集）

- ・本校の教育を受けるに足る基礎学力、及び適性があること

4 応募資格

国公私立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。なお、各選抜の出願資格については、それぞれの選抜のページを参照すること。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

5 保護者が県外に居住する場合の出願について

保護者が県外に居住し、保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合又は県内に居住している確かな身元引受人のある場合は本校に出願することができる。

この場合、島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第9号）を入学願書とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。この手続きを経て、本校校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

(1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

ア 保護者の転勤等による転住の場合

次の(ア)及び(イ)を添付すること

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 保護者が既に県内に居住している場合

保護者の住民票を添付すること

(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は、原則として、志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とする。ただし、高等学校長が認めた場合、親族以外を身元引受人とすることができる。

ア 志願者の親族の場合

次の(ア)～(ウ)を添付すること

(ア) 身元引受人の承諾証明書（本校指定の書式、本校ホームページからダウンロード）

(イ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも、様式自由）

(ウ) 身元引受人の住民票

イ 上記以外の場合（事前に学校に問い合わせること）

身元引受人の承諾証明書（本校指定の書式、本校ホームページからダウンロード）を添付すること

6 募集人員及び身元引受人による県外受検生の合格者の上限

実施する入学者選抜の種類	募集人員	身元引受人による県外受検生の合格者数上限
(1) 総合選抜	36名程度（定員の40%程度）	9名（定員の10%）
(2) スポーツ特別選抜	4名	
(3) 一般選抜及び二次募集	定員90名から上記(1)及び(2)の合格内定者を除いた数	

7 帰国・外国人生徒等の出願の場合

県選抜要綱の5ページを参照すること

8 特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願の場合

県選抜要綱の8ページを参照すること

9 長期欠席者等の生徒の出願の場合

県選抜要綱の10ページを参照すること

II 総合入学者選抜（総合選抜）

1 出願

(1) 出願資格

Ⅰの4の(2)に該当する者で、次のア及びイに該当する者

ア 本校を志望する動機や理由が明確で適切である者

イ (ア) から (イ)のいずれかに該当する者

(ア) 中学校等で熱心に学業に取り組み、入学後も意欲的に学習活動を行うことができる者（全教科の評定平均が概ね3.6以上であること）

(イ) 中学校等で部活動や地域体育・文化活動、生徒会活動やボランティア活動等に積極的に参加してきた者で、入学後も、それらの諸活動において積極的・継続的な活動ができる者

(ウ) 中学校等でプログラミングやデータ活用などデータサイエンス系の活動に積極的に取り組んできた者で、入学後もそれらの諸活動を継続し、進路実現を図ろうとする者

(2) 出願期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年1月7日(水)午前0時から1月9日(金)17時までとする。

イ アによらない書類

令和8年1月7日(水)から1月9日(金)17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月9日(金)17時以降に届いたものについては、1月8日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、郵送による場合は、簡易書留とする。また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること

(3) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げるものを、卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出しなければならない。ただし、出願は1人1校1学科に限る。

(ア) 入学願書（県選抜要綱 様式第1号の2）

必要な情報の登録をもって提出とする。氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

(イ) 顔写真

顔写真の登録をもって提出とする。無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるもの。6ヶ月以内に撮影したもので、デジタル加工は一切加えないこと。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 志望理由書（県選抜要綱 様式第5号又は様式5号の2）

様式第5号又は様式第5号の2により作成し、アップロードする。

ただし、志望の理由欄の1行目に出願資格イの(ア)(イ)(ウ)のいずれに該当するかを〈記入例〉に従って、記入してから2行目以降に志望の理由を述べること。

〈記入例〉下記から1つ選んで、1行目に記入すること。

(ア)学業 (イ) 部活動 (イ) 地域体育・文化活動 (イ) 生徒会活動 (イ) ボランティア活動等

(ウ) データサイエンス系

(I) その他志願者が出願にあたって必要な書類

島根県公立高等学校入学志願承認願(県選抜要綱 様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は中学校等が県外の場合)、自己申告書(県選抜要綱 様式第14号)等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書(県選抜要綱 様式第2号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(県選抜要綱 様式第3号)

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(県選抜要綱 様式第4号)(総合選抜用)

(エ) その他志願者が出願にあたって必要な書類を取りまとめて提出する。

島根県公立高等学校入学志願承認願(県選抜要綱 様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は中学校等が県外の場合)、自己申告書(県選抜要綱 様式第14号)等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。本校窓口での支払いはできない。

2 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間:令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

3 選抜方法及び期日

(1) 選抜方法

中学校等の校長から提出された個人調査報告書、面接(志望理由書の内容を含む)、学力検査成績に基づいて、本校の特色に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。選考は、「個人調査報告書の学習の記録」、「志望理由書・面接」、及び「学力検査」を資料とし、評価の比率は、1:1:1とする。その上で、それぞれ100点満点で換算し、合計300点満点で選抜する。

(2) 県教育委員会が作成する学力検査

ア 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(ア)、(イ)の方針により出題する。

(ア) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

(イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

イ 国語、数学、英語の学力検査を一斉に実施する。また、各教科20点満点で検査時間は60分とする。ただし、英語科における放送による問題は実施しない。

(3) 面接における評価の観点

・志望理由の明確さ

・活動実績と意欲

・学習意欲

(4) 実施期日及び日程

令和8年1月21日（水）

8:40～9:00 8:20～8:50 受付

9:00～9:10 8:50～9:05 全体説明

9:20～10:20 学力検査

10:30～面接（個人面接）※

※受検者数によっては、面接時間が当日の午後又は翌日になることもある。

詳細については出願締め切り後に中学校等を通じて、受検生に連絡する。

(5) 検査会場

大東高等学校（島根県雲南市大東町大東637）

4 合格内定通知

合格内定の有無について、本校校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（県選抜要綱 様式第22号）により通知する。また合格が内定した受検者へは、本校校長から中学校等の校長を通じて本人に合格内定通知書（県選抜要綱 様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日（木）10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日（金）10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜による合格内定者は、島根県の公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県選抜要綱 様式20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、本校を含め、改めて島根県の公立高等学校に出願することができる。
その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

III スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）

1 指定競技

男子ビーチバレーボール

2 出願

(1) 出願資格

Ⅰの4の(2)に該当する者で、次のア、イのすべてに該当する者

ア バレーボールの運動能力に優れていること

イ 入学後に男子バレーボール部に入部する意思があること

(2) 出願期間

Ⅱの1の(2)に同じ

(3) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出出しなければならない。ただし、出願は1人1校1学科に限る。

(ア) 入学願書（県選抜要綱 様式第1号の2）

必要な情報の登録をもって提出とする。氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

(イ) 顔写真

顔写真の登録をもって提出とする。無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるもの。6ヶ月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 志望理由書（県選抜要綱 様式第5号又は様式第5号の2）

様式第5号又は様式第5号の2に所定の内容を記入又は入力し、アップロードする。

(エ) スポーツ活動実績証明書（県選抜要綱 様式第6号）及び添付書類

様式第6号により作成し、添付書類と併せて提出。

(オ) その他志願者が出願にあたって必要な書類

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第14号）等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（県選抜要綱 様式第2号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（県選抜要綱 様式第3号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（県選抜要綱 様式第4号）（総合選抜用）

(エ) スポーツ活動実績証明書（県選抜要綱 様式第6号）及び添付書類

(オ) その他志願者が出願にあたって必要な書類を取りまとめて提出する。

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第14号）等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。本校窓口での支払いはできない。

3 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

4 選抜方法及び期日

(1) 選抜方法

中学校等の校長から提出された個人調査報告書、面接（志望理由書・スポーツ活動実績証明書の内容を含む）、実技に基づいて、本校の特色に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。「個人調査報告書の学習の記録」、「面接（志望理由書・スポーツ活動実績証明書の内容を含む）」及び「実技」を資料とし、評価の比率は、1：1：1とする。その上で、それぞれを100点満点で換算し、合計300点満点で選抜する。

(2) 面接における評価の観点

- ・志望理由の明確さ
- ・活動実績と意欲
- ・学習意欲

(3) 実施期日及び日程

令和8年1月21日(水)

- | | |
|-------------|----------|
| 8：40～9：00 | 受付 |
| 9：00～9：10 | 全体説明 |
| 9：20～9：50 | 実技 |
| 10：00～10：30 | 面接（個人面接） |

(4) 検査会場

大東高等学校（島根県雲南市大東町大東637）

5 合格内定通知

Ⅱの4と同じ

6 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) スポーツ特別選抜による合格内定者は、島根県の公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格内定者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県選抜要綱 様式20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、本校を含め、改めて島根県の公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

IV 一般入学者選抜（一般選抜）

1 出願

(1) 出願資格 I の 4 に定める応募資格をもつ者

(2) 出願期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 2 月 2 日(月)午前 0 時から 2 月 5 日(木)12 時(正午)までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 2 月 2 日(月)から 2 月 5 日(木)12 時までとする。

持込みの場合：2 月 2 日(月), 2 月 3 日(火), 2 月 4 日(水)は 9 時から 17 時まで

2 月 5 日(木)は 9 時から 12 時まで

郵送の場合：2 月 5 日(木)12 時以降に届いたものについては、2 月 4 日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。

ただし、郵送による場合は、簡易書留とする。また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること

(3) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出しなければならない。ただし、出願は 1 人 1 校 1 学科に限る。

(ア) 入学願書（県選抜要綱 様式第 1 号）

必要な情報の登録をもって提出とする。氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

(イ) 顔写真

顔写真の登録をもって提出とする。無帽・無背景・正面、縦 4：横 3 の比率で志願者本人を鮮明に識別できるもの。6 ヶ月以内に撮影したもので、デジタル加工は一切加えないこと。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) その他志願者が出願にあたって必要な書類

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第 9 号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第 14 号）等

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（県選抜要綱 様式第 2 号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（県選抜要綱 様式第 3 号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（県選抜要綱 様式第 4 号）（一般選抜用）

(エ) その他志願者が出願にあたって必要な書類を取りまとめて提出する。

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第 9 号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第 14 号）等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料 2,200 円を納付する。本校窓口での支払いはできない。

(4) 自己申告書の提出

ア 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合等に、自己申告書（県選抜要綱 様式第 14 号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

イ 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。なお、在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校名及び学科名、在籍又は出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

(5) 長期欠席者等に配慮した選抜に係る出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、県選抜要項の10ページの「IV長期欠席者等に配慮した選抜方式」に示すところによる。

2 出願状況の発表および志願変更について

上記 1 による出願者の状況を、令和 8 年 2 月 6 日（金）の 10 時に、県教育委員会のホームページで発表する。出願をした者が希望する場合には、1 回に限り、志願変更することができる。（志願変更の受付期間及び手続き等は、県選抜要綱 24 ページ及び 25 ページを参照）

また、変更となった後の出願者の状況を、2 月 18 日（水）の 14 時に、県教育委員会の同ホームページで発表する。

3 特別入学志願許可の取扱い

県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、出願期間を過ぎて出願するときには、島根県教育委員会（学校教育課）に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書（県選抜要綱 様式第 11 号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を提出しなければならない。

4 出願後の辞退

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は所定の期間内にすみやかに本校校長に辞退届（県選抜要綱 様式第 17 号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、本校校長へ辞退届を提出すること。

5 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和 8 年 2 月 19 日（木）から 2 月 25 日（水）

6 学力検査

(1) 実施期日及び教科とその配点

次の表のとおり実施する。

配点は、各教科とも 50 点満点とする。

3月4日(水)	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30~8:50	8:50~9:15	9:20~10:10	10:30~11:20
	社会	昼食	英語	理科
	11:40~12:30		13:20~14:10	14:30~15:20

(2) 検査会場

大東高等学校（島根県雲南市大東町大東637）

隠岐郡から志願する場合の検査場特措を願い出る場合は、インターネット出願システムにより出願する際に、所定の欄に入力し、最寄りの学力検査場で受検することができる。

7 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査(以下「本検査」という。) 当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次のア、イのいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

ア 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病的罹患者

イ 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者
上記ア、イは、具体的には次の①~④等に相当する。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者
- ② 本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- ③ 本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者
- ④ 本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者

(2) 出願手続

ア 追検査の出願資格に該当し(該当する可能性があり)追検査受検を希望する受検生がいた場合、在籍又は出身中学校等の校長はただちに本校校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、以下のものを、3月5日(木)午前10時までに本校校長に提出する。ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- ・追検査受検願(県選抜要綱 様式第18号) 1部
- ・証明書類(検査当日の医師の診断書等) 1部
- ・追検査受検者名簿(県選抜要綱 様式第19号) 3部

(3) 実施期日および検査内容

令和8年3月10日(火)とし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。また、面接を実施する場合は、学力検査終了後に引き続いて行う。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定め、別途通知する。

(5) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(6) その他

- ア 追検査の受検料は徴収しない。
- イ 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。
- ウ 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」及び「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。
- エ その他詳細については、別途通知する。

8 選抜要領

在籍又は出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、本校の特色に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

個人調査報告書と学力検査の比率は 50：50 とする。

9 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は、原則として 3 月 11 日(水)12 時までに、本校校長に辞退届（県選抜要綱 様式第 17 号）を提出すること。その際、在籍又は出身中学校等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、在籍又は出身中学校等の校長から本校校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第 2 次募集への出願は認めない。

10 合格発表

令和 8 年 3 月 13 日(金)10 時とする。合格者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書（様式第 24 号）により通知する。また、当日島根県教育委員会管理サイトにおいても発表し、本校校内での掲示は行わない。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（県選抜要綱 様式第 20 号）の提出を求める。

11 入学の意思表示

合格者は、令和 8 年 3 月 18 日(水)17 時までに、合格通知とともに出身中学校等の校長を通じて配布する所定の用紙により、入学の意思表示をする。

なお、定められた日時までに入学の意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 学力検査場について、特別措置を願い出る場合（隠岐郡から出願する場合）は、インターネット出願システムの所定の欄に入力する。
- (3) 受検票は、出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和 8 年 2 月 19 日(木)から 2 月 25 日(水)

▽ 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

1 募集人員

令和8年度公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点での欠員数を募集人員とする。

第2次募集を行う学校、課程、学科及びその募集人員は、令和8年3月13日（金）10時に県教育委員会のホームページで公表する。

2 出願

（1）出願資格

一般選抜学力検査を受検した者のうち、以下のア又はイに該当する者を除くものとする。

ア 令和8年度島根県公立高等学校選抜に合格した者

イ 令和8年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、一般選抜において本校に出願した者は、再度出願することはできない。

（2）出願期間

令和8年3月16日（月）から3月17日（火）15時までとする。本校への持ち込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から本校校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送の場合は、簡易書留速達に限る。また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書すること。

（3）出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長に提出しなければならない。ただし、出願は1人1校1学科に限る。

（ア）入学願書（県選抜要綱 様式第1号の3）

必要な情報の登録をもって提出とする。氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

（イ）顔写真

顔写真の登録をもって提出とする。無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるもの。6ヶ月以内に撮影したもので、デジタル加工は一切加えないこと。白黒・カラー写真の別は問わない。

（ウ）その他志願者が出願にあたって必要な書類

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第14号）等

イ 出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に本校校長に提出する。

（ア）個人調査報告書（県選抜要綱 様式第2号）

（イ）学習成績・特別活動の記録等概要表（県選抜要綱 様式第3号）

（ウ）公立高等学校入学者選抜出願者名簿（県選抜要綱 様式第4号）（第二次募集用）

（エ）その他志願者が出願にあたって必要な書類を取りまとめて提出する。

島根県公立高等学校入学志願承認願（県選抜要綱 様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合）、自己申告書（県選抜要綱 様式第14号）等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料 800 円を納付する。ただし、令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜における他の選抜に出願していない者は、受検料 2,200 円を納付する。本校窓口での支払いはできない。

(4) 自己申告書の提出

ア 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合等に、自己申告書（県選抜要綱 様式第 14 号）を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

イ 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。なお、出身中学校等の校長に提出する際は、巻封してもよい。その際、封筒の表に本校名及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

(5) 長期欠席者等に配慮した選抜に係る出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、県選抜要項の 10 ページの「IV 長期欠席者等に配慮した選抜方式」に示すところによる。

3 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに本校校長に辞退届（県選抜要綱 様式第 15 号）を提出すること。

4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。
受検票交付期間：令和 8 年 3 月 18 日（水）

5 選抜のための検査

提出された資料等により、検査に代えるため、出願者の招集は行わない。

6 選抜方法

出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、本校の特色に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

個人調査報告書と学力検査の比率は 50：50 とする。

7 合格発表

令和 8 年 3 月 24 日（火）15 時に、島根県教育委員会管理サイト及びインターネット出願システムにより発表する。なお、本校における校内掲示はしない。

合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の校長以外の教員に直接交付する場合は、委任状（県選抜要綱 様式第 20 号）の提出を求める。

8 入学の意思表示

合格者は、令和8年3月25日（水）入学前説明会受付開始前までに、合格通知とともに出身中学校等の校長を通じて配布する所定の用紙により、入学の意思表示をする。（遠方の場合は別途対応する）

なお、定められた日時までに入学の意思表示をしない場合は、合格を取り消すことがある。

9 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料又は受検料は返還しない。
- (2) その他、特別に必要があるときは、本校校長が高等学校所管の教育委員会と協議をして決定する。

VI 入学者選抜学力検査(一般選抜)結果の本人提供

本校受検者は、次のとおり提供の申し出を行うことができる。

1 提供の申出ができる個人情報

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

2 提供の申出を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

3 提供の申出を行うことができる期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）までとする。ただし、原則として4月中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く期間とする。

4 提供を行う時間

原則として、9時から17時までとする。

5 提供の申出ができる場所

島根県立大東高等学校

6 本人の確認

受検票の提示を必要とする。

受検票の紛失により提示ができない場合は、高等学校校長の判断により、次の(1)及び(2)を提示することで、提供を受けることができるものとする。

- (1) 生徒証(写真により本人確認が可能なもの)
- (2) 合格通知書(本人氏名と受検番号が明示されているもの)

7 本人提供の方法

受検者本人であることを確認した上で、学力検査得点表(県選抜要綱 様式第29号)により直ちに本人に提供する。提供方法は閲覧のみで、写しは交付しないが、受検者本人がメモを取ることは問題ない。

VII その他

1 入学前説明会

本校に合格し入学の意思表示をした者及びその保護者を対象に、入学前指導を実施する。詳細は、合格通知とともに連絡する。

(1) 日時：令和8年3月25日（水）9時から12時まで

(2) 場所：本校体育館

短期留学等やむを得ない事情で入学予定者が不在の場合でも、保護者のみで出席すること。

2 令和8年度入学生の教育課程

本校ホームページに掲載。なお、事情により途中で変更となる場合がある。

3 保護者の元から通学できない場合について

(1) 下宿の利用

本校には学生寮[寄宿舎]はないが、地域からの協力で次の下宿が利用できる。

ア 共同下宿（男子用）

(ア) 運営主体 雲南市教育委員会

(イ) 入居可能人数 10名

(ウ) 下宿代 48,500円/月（光熱費・朝昼夕の食費・共益費込）（令和8年度見込み）

(エ) 所在地 雲南市大東町大東1198番地2

イ 民間の下宿（女子用）

(ア) 運営主体 個人

(イ) 入居可能人数 3名

(ウ) 下宿代 48,500円/月（光熱費・朝昼夕の食費・共益費込）（令和8年度見込み）

(エ) 所在地 本校から2kmの場所に1軒

(2) 下宿入居者の決定

次の(ア)から(エ)の順で優先的に入居者を決定する。

(ア) スポーツ特別選抜合格内定者

(イ) 総合選抜合格内定者

(ウ) 一般選抜合格者

(エ) 第2次募集合格者

(3) 備考

ア 一般選抜及び第2次募集に係る入居希望者は、入居可能人数について、出願前に本校に問い合わせること。

イ 下宿に関する問い合わせ先

本校主幹教諭 福井道明

4 入学時の必要経費（令和7年度実績）について

(1) 入学料 5,650円（島根県収入証紙）

(2) 入学時納入金 30,000円（PTA入会金、施設設備費一時金、生徒会入会金、学級費）

(3) 教科書等 12,814円

(4) 副教材 12,869円

- (5) Chromebook 49,940 円（令和 8 年度家庭負担予定額）
- (6) 体育用品 23,900 円～31,400 円
- (7) 制服 6 万円～7 万円
- (8) 上履き 2,100 円

5 問い合わせ先

島根県立大東高等学校 入学者選抜担当
〒699-1251 島根県雲南市大東町大東 637
TEL : (0854) 43-2511 FAX : (0854) 43-2512